

平成 30 年改訂の高等学校学習指導要領に関する Q&A
＜芸術系教科等に関すること＞

【芸術全般】

問1 教科の目標に示された「生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力」とは、どのような趣旨で位置付けられたのですか。

(答)

芸術科においては、これまで、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、芸術の諸能力を伸ばし、芸術文化についての理解を深め、豊かな情操を養うことを目標として示してきました。今回の改訂では、生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わるができる生徒の姿を念頭に置いて、育成を目指す資質・能力を具体的に示すようにしました。

日々の生活やそれぞれの生活が営まれている私たちの社会の中には、様々な芸術や芸術文化があり、人々の営みに直接的、間接的に影響を与えているといえます。これからのグローバル化の進展など変化の激しい社会において、我が国の芸術文化に対する理解を深め、愛着をもつとともに、我が国及び諸外国の芸術文化を尊重する態度の育成を重視することはとても大切なことです。今回の改訂では、そのような趣旨を踏まえ、芸術科において育成を目指す資質・能力を生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力として示し、芸術科の各科目を学ぶ意義を一層明確にしました。

(参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説（芸術編）第 1 章第 2 節

問2 新設の〔共通事項〕について教えてください。

(答)

〔共通事項〕は、各科目において表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力を各科目の特質に応じて整理した事項です。芸術系の教科において〔共通事項〕は、平成 20 年改訂の小学校の音楽や図画工作、中学校の音楽や美術の学習指導要領で初めて示されました。今回の改訂では、平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申において、学習指導要領改訂の基本的な考え方が示されるとともに、各教科等の成果と課題や改訂の具体的な方向性が示される中で、高等学校芸術科において表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力を〔共通事項〕として示すことが求められました。

〔共通事項〕は、「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する」と示されているように、それのみを取り上げ

て題材にするものではなく、「A表現」及び「B鑑賞」のそれぞれの指導を通して身に付けることができるよう指導するものです。また、各科目の本質的な内容を示していることから、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善においても、〔共通事項〕を表現及び鑑賞の題材に適切に位置付けて指導することが大切です。

(参考)

平成30年改訂高等学校学習指導要領解説（芸術編）第1章第2節

問3 知的財産権に関する配慮事項が充実されましたが、その趣旨を教えてください。

(答)

今回の改訂では、知的財産の保護と活用に関する配慮事項の内容を充実し、各科目において自己や他者の著作物や作品、創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、こうした態度の形成が、それぞれの伝統や文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮することを明示しました。

芸術科の各科目の授業においては、生徒の作品も有名な作家の作品も、創造された作品は同等に尊重されるものであることを理解させることが大切です。また、著作権などの知的財産権は、文化・社会の発展を維持する上で重要な役割を担っていることにも気付かせるようにすることが求められます。このような日々の指導の中で、生徒が創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、こうした態度の形成が、芸術文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮することが大切です。

(参考)

平成30年改訂高等学校学習指導要領解説（芸術編）第1章第2節

問4 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行うには、具体的にどのようなことをすればよいですか。

(答)

芸術科の各科目の指導に当たっては、(1)「知識及び技能」を習得し活用されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう、学習のねらいを明確にし、題材の内容や時間のまとまりを見通しながら、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行うことが重要です。特に「深い学び」の視点から授業改善を図るためには、「A表現」と「B鑑賞」の相互の関連を図るなど、各科目の本質に迫る学習活動を展開できるよう、一人一人の生徒が芸術科の各科

目の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を働かせて学習活動に取り組めるようにすることが大切です。

(参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説（芸術編）第 3 章 1

【音楽について】

問 5 音楽の内容について、「知識及び技能」を「知識」と「技能」とに分けて示している理由は何ですか。

(答)

音楽では、A 表現、B 鑑賞の二つの領域があります。「知識」は、二つの領域の学習において習得する内容を示しています。一方「技能」は、創意工夫を生かした表現をするために必要な技能という趣旨で、A 表現における「音楽表現の技能」として習得する内容を示しています。そのため、「知識」と「技能」とを分けて示し、B 鑑賞には「技能」に関する内容を示していません。

(参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説（芸術編）第 1 章第 2 節、第 2 章第 1～3 節

問 6 新設の〔共通事項〕の指導について、音楽ではどのようなことに留意すればよいですか。

(答)

今回の改訂では、従前、A 表現の各分野の事項エや B 鑑賞の事項イに示していた、音楽を形づくっている要素の知覚・感受に関する内容を、小学校音楽科、中学校音楽科と同様に、〔共通事項〕アとして位置付けました。さらに、今回の改訂では、「知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること」を加えて示し、「思考力、判断力、表現力等」に関わる資質・能力として位置付け、従前の趣旨を踏襲しつつ、内容の質的な改善を図っています。このことを踏まえ、〔共通事項〕アの指導に当たっては、生徒が音楽を形づくっている要素を知覚・感受することに留まらず、「知覚したことと感受したこととの関わりについて考える」ようにすることが重要です。また、考えたことと「曲想と音楽の構造との関わり」の理解に関する事項を関連させるなど、これまでと同様に、A 表現や B 鑑賞の各事項の学習と関連を図った指導を行うことに留意する必要があります。

〔共通事項〕イに関すること（用語や記号などの理解）については、これまで学習指導要領において直接的には示していませんでしたが、実際の授業においては、必然的に扱われる場面がしばしば見られました。そこで、小学校音楽科、中学校音楽科と同様に、〔共通事項〕イとして位置付けました。〔共通事項〕イの指導に当たっては、単に用語や記号の名称や意味などを覚えることに留まらず、

A表現やB鑑賞の学習を通して、「音楽における働きと関わらせて理解」できるよう指導を工夫する必要があります。

(参考)

平成30年改訂高等学校学習指導要領解説（芸術編）第1章第2節，第2章第1～3節

問7 「知識」に関する指導事項を、「〇〇と〇〇との関わり」のように示していることの趣旨は何ですか。

(答)

音楽における「知識」は、曲名や曲が生まれた背景に関するエピソード、音符、休符、記号や用語の名称など、単に新たな事柄を知ることのみに留まるものではありません。生徒一人一人が、学習の過程において、音楽に対する感性を働かせて感じ取り、理解するものであり、個々の感じ方や考え方等に応じて習得されたり、新たな学習の過程を通して、既習の知識と新たに習得した知識とが結び付くことによって再構築されたりするものです。

このことを踏まえ、「知識」に関する指導事項を「〇〇と〇〇との関わり」のように示し、〇〇と〇〇の間にはどのような関わりがあるのかを捉え、理解できるようにすることが「知識」の習得であることを明確にしています。このように習得された「知識」は、その後の学習や生活においても活用できるものになると考えられます。

(参考)

平成30年改訂高等学校学習指導要領解説（芸術編）第2章第1～3節

【美術について】

問8 美術において表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させながら育成するとは具体的にはどのように考えればよいでしょうか。

(答)

美術では、「内容の取扱い」において、「A表現」と「B鑑賞」との関連について「特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにする。」こととしています。このことに配慮し、指導計画の作成においては、主に「A表現」(1)絵画・彫刻，(2)デザイン，(3)映像メディア表現の発想や構想に関する学習と「B鑑賞」(1)の美術作品などの鑑賞の指導において、発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えを軸としながら相互に関連させて学習が深められるようにすることが大切です。

(参考)

平成30年改訂高等学校学習指導要領解説（芸術編）第2章第4節4

問9 「B鑑賞」の内容が「美術作品など」に関する事項と、「美術の働きや美術文化」に関する事項に分けて示された趣旨は何ですか。

(答)

従前、作品などを対象にした美術作品などのよさや美しさなどに関する鑑賞、映像メディアの鑑賞、生活や社会を心豊かにする美術の働きに関する鑑賞、美術文化に関する鑑賞の視点からなどで整理して示していた「B鑑賞」の内容を、アの「美術作品などの見方や感じ方を深める鑑賞」に関する事項と、イの「生活や社会の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を深める鑑賞」に関する事項に分けて示しています。

アの「美術作品などの見方や感じ方を深める鑑賞」に関する事項では、発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて「思考力、判断力、表現力等」を育成することを重視し、「A表現」(1)絵画・彫刻、(2)デザイン、(3)映像メディア表現の発想や構想に関する学習との関連を図り、これら三つの視点から分けて示しています。

イの「生活や社会の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を深める鑑賞」に関する事項では、生活や社会と文化は密接に関わっていることや、社会に開かれた教育課程を推進する観点などから整理を行い、一人一人の生徒が自分との関わりの中で、生活や社会の中の美術の働きや美術文化について考え、広い視野に立って見方や感じ方を深められるようにすることを目指しています。

(参考)

平成30年改訂高等学校学習指導要領解説(芸術編)第2章第4節3

問10 新設の〔共通事項〕の指導について、美術ではどのようなことに留意すればよいですか。

(答)

今回の改訂では、科目の目標を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し、内容もこれに対応して整理しました。その中で「知識」については「対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深める」ものとして整理し、〔共通事項〕に位置付けています。

美術における造形的な視点とは、形や色彩、材料や光などの造形の要素に着目してそれらの働きを捉えたり、全体に着目して造形的な特徴などからイメージを捉えたりすることであり、造形の要素の働きに関する理解についてはアの事項に、全体のイメージや作風、様式などで捉えることに関する理解についてはイの事項に位置付けています。ここでの指導では、単に新しい事柄を知ることや言葉を暗記することに終始するのではなく、生徒が自分の感じ方で形や色彩の働

きやイメージ，作品の傾向や特徴である作風などを捉えるなど，生徒が豊かに造形を捉える多様な視点がもてるように，美術の学習の基礎となる中学校美術科における〔共通事項〕の内容や内容の取扱いを踏まえた指導にも十分に配慮し，表現及び鑑賞の活動を通して造形的な視点について実感を伴いながら理解できるようにすることが大切です。

（参考）

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説（芸術編）第 2 章第 4 節 3

【工芸について】

問 11 工芸において表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させながら育成するとは具体的にはどのように考えればよいでしょうか。

（答）

工芸では、「内容の取扱い」において、「A 表現」と「B 鑑賞」との関連について「特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにする。」こととしています。このことに配慮し，指導計画の作成においては，主に「A 表現」(1)身近な生活と工芸，(2)社会と工芸の発想や構想に関する学習と「B 鑑賞」(1)の工芸作品などの鑑賞の指導において，発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えを軸としながら相互に関連させて学習が深められるようにすることが大切です。

（参考）

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説（芸術編）第 2 章第 7 節 4

問 12 「B 鑑賞」の内容が「工芸作品など」に関する事項と、「工芸の働きや工芸の伝統と文化」に関する事項に分けて示された趣旨は何ですか。

（答）

従前，作品などを対象にした工芸作品などのよさや美しさなどに関する鑑賞，制作過程における鑑賞，生活や社会を心豊かにする工芸の働きに関する鑑賞，工芸の伝統と文化に関する鑑賞の視点から整理して示していた「B 鑑賞」の内容を，アの「工芸作品などの見方や感じ方を深める鑑賞」に関する事項と，イの「生活や社会の中の工芸の働きや工芸の伝統と文化についての見方や感じ方を深める鑑賞」に関する事項に分けて示しています。

アの「工芸作品などの見方や感じ方を深める鑑賞」に関する事項では，発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて「思考力，判断力，表現力等」を育成することを重視し，「A 表現」(1)身近な生活と工芸，(2)社会と工芸の発想や構想に関する学習との関連を図り，これら二つの視点から分けて示しています。

イの「生活や社会の中の工芸の働きや工芸の伝統と文化についての見方や感じ方を深める鑑賞」に関する事項では、生活や社会と文化は密接に関わっていることや、社会に開かれた教育課程を推進する観点などから整理を行い、一人一人の生徒が自分との関わりの中で、生活や社会の中の工芸の働きや工芸の伝統と文化について考え、広い視野に立って見方や感じ方を深められるようにすることを目指しています。

(参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説（芸術編）第 2 章第 7 節 3

問 13 新設の〔共通事項〕の指導について、工芸ではどのようなことに留意すればよいですか。

(答)

今回の改訂では、科目の目標を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し、内容もこれに対応して整理しました。その中で「知識」については「対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深める」ものとして整理し、〔共通事項〕に位置付けています。

工芸における造形的な視点とは、形や色彩、材料や光などの造形の要素に着目してそれらの働きを捉えたり、全体に着目して造形的な特徴などからイメージを捉えたりすることであり、造形の要素の働きに関する理解についてはアの事項に、全体のイメージや作風、様式などで捉えることに関する理解についてはイの事項に位置付けています。ここでの指導では、単に新しい事柄を知ることや言葉を暗記することに終始するのではなく、生徒が自分の感じ方で形や色彩の働きやイメージ、作品の傾向や特徴である作風などを捉えるなど、生徒が豊かに造形を捉える多様な視点ももてるように、工芸の学習の基礎となる中学校美術科における〔共通事項〕の内容や内容の取扱いを踏まえた指導にも十分に配慮し、表現及び鑑賞の活動を通して造形的な視点について実感を伴いながら理解できるようにすることが大切です。

(参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説（芸術編 音楽編 美術編）第 2 章第 7 節 3

【書道について】

問 14 内容の「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導について、それぞれ特定の活動のみに偏らないようにするとともに、「A 表現」及び「B 鑑賞」相互の関連を図るものとするとは、具体的にどのように考えればよいでしょうか。

(答)

「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」の「内容の取扱い」に示した事項ですが、「書道Ⅲ」

も同様です。「A表現」及び「B鑑賞」それぞれの指導事項を相互に関連付け、「A表現」及び「B鑑賞」の関連を図りながら指導することにより、「A表現」、「B鑑賞」それぞれの活動の中で働かせ育成された感性や資質・能力を相互に往還的に生かし、書に関わる資質・能力を確実に育成するとともに、作品や書のよさや美しさと主体的に向き合い、分析的に捉えるために必要な見方・考え方を偏りなく確実に育てることを目指しています。「B鑑賞」での学習を通して身に付けた資質・能力や学習成果を生かしながら「A表現」での学びを深め、「A表現」での学習を通して身に付けた資質・能力や学習成果を生かしながら「B鑑賞」での学びを深められるよう、常に相互に関連を図りながら指導することが大切です。例えば、「A表現」で古典の特徴や書風を捉え技能を習得する際に、他の古典と比較する観点を「B鑑賞」の視点から考えさせたり、生徒同士でそれぞれの作品について意見交換する際に適正な観点や用語を用いて分析的に意見交換し、それぞれが更なる構想・工夫に生かしたりすることなどが考えられます。「B鑑賞」においては、「A表現」での制作活動での構想・工夫の体験とそこで体感的に習得した技能に裏打ちされた資質・能力が、「B鑑賞」における作品や書のよさや美しさを捉える過程で生かされることなどが考えられます。

(参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説（芸術編）第 2 章第 10 節 4

問 15 新設の〔共通事項〕の指導について、書道ではどのようなことに留意すればよいですか。

(答)

〔共通事項〕は、高等学校芸術科の各科目に新設された指導事項であり、「書道Ⅰ」、「書道Ⅱ」、「書道Ⅲ」を通じて、同一の内容として示しています。「A表現」及び「B鑑賞」の学習において共通に必要な資質・能力である〔共通事項〕は、書の特質や書の美を捉えて表現したり鑑賞したりする上での観点というべきものでもあり、表現や鑑賞の活動を通して捉えられる、作品や書のよさや美しさ、その価値の根拠ともなるものです。また、〔共通事項〕の中で示す書独自の特質は、生活の中での書、芸術としての書の歴史や伝統を形作ってきたものであり、我が国の「言語文化」、「文字文化」、書の「芸術文化」を支える基盤でもあります。生涯にわたり、生活や社会の中で文字や書、書の伝統と文化と主体的に深く関わる中で働かせることになる、「書に関する見方・考え方」を支えるものが、〔共通事項〕に示されています。

〔共通事項〕は単独で指導されるべきものではなく、「A表現」及び「B鑑賞」それぞれの関連を図りながら指導する中で、「A表現」及び「B鑑賞」の各事項の指導と併せて、また、それらの指導を通して〔共通事項〕が指導されることが

大切です。〔共通事項〕を基底として「A表現」及び「B鑑賞」の学習の有機的な関連を図るとともに、「A表現」及び「B鑑賞」のそれぞれの学習において、主体的に〔共通事項〕について考え、理解を深められるよう、また、〔共通事項〕の視点から、書によさや美しさ、作品や書の伝統と文化の意味や価値について総合的に理解が深められるよう、段階的に指導を工夫することが大切です。

(参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説（芸術編）第 2 章第 10 節 3

問 16 新たに示された「現代」という視点、「風趣」の指導では、どのようなことに留意すればよいですか。

(答)

主に、「A表現」の「(1)漢字仮名交じりの書」及び「B鑑賞」の指導について「現代」という視点を示しました。今回の改訂で、芸術科では生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力の育成、書道では生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と幅広く、深く関わる資質・能力の育成を目指していることを踏まえた視点となっています。古典等の書の伝統と文化を継承したものに加え、生徒にとっての現実世界である現代の生活や社会に様々な生かされている様々な書も含めて学習対象とし、日常生活の中での書の効用に気づき、生活や社会における書の意義や価値について考えることにより、書への興味・関心を育てるとともに、書の学習で得たものを自らの生活や社会の中で主体的に生かす意識を育むことをねらいとしていることを理解して指導することが大切です。

「風趣」は、主に「B鑑賞」及び〔共通事項〕の中で新たに示しています。「A表現」及び「B鑑賞」それぞれの活動において、作品や書によさや美しさ、その価値を捉える上での根拠として、「書を構成する要素」、「表現性」、「表現効果」と併せて、「風趣」を示しました。これらの要素・観点から、作品や書によさや美しさ、その価値について考え、味わい捉えることにより、将来においても活用できる「書に関する見方・考え方」を育成することを目指しています。「風趣」は、作品や書に対して直感的に捉えられた印象に始まり、さらにその根拠について分析的に考え、鑑賞が深まることにより捉えられるものです。作品や書から捉えたよさや美しさについて、それを生じさせる諸要素に関わる様々な視点から分析的に捉え、鑑賞を深め、「書に関する見方・考え方」を働かせながら「A表現」及び「B鑑賞」のそれぞれの活動に生かされるよう指導することが大切です。

(参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説（芸術編）第 2 章第 10 節 3

【音楽科について】

問 17 今回の改訂において、「演奏研究」の内容に鑑賞に関する学習を含めることにしたのはなぜですか。

(答)

「演奏研究」においては、従前の目標に示していたように「演奏する能力」を育成することを主な趣旨とすることを継承し、〔指導項目〕についても従前の内容を継承しています。一方、〔指導項目〕に示した内容についての学習に当たっては、演奏する活動のみでなく、鑑賞の活動が必要になり、実際の授業においては、必然的に鑑賞の活動が取り入れられ、効果的な学習となっている場面がしばしば見られました。これらのことを踏まえ、今回の改訂では、科目の目標に鑑賞に関する資質・能力を新たに示し、「演奏研究」の学習の一層の充実を図ることとしました。

(参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説（音楽編）第 2 章第 3 節

【美術科について】

問 18 今回の改訂において、原則として全ての生徒に履修させる科目に「美術概論」と「鑑賞研究」が加わったのはなぜですか。

(答)

今回の改訂で美術科では、これからの変化の激しい社会を見据え、美術を専門に学習する生徒に対し、中学校美術科の発展として美術に関する専門的な内容を指導する教科であることを一層重視し、教科の目標に「美術に関する専門的な学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を豊かにし、美術や美術文化と創造的に関わる資質・能力を次の通り育成することを目指す」と示しました。このことからこれまで以上に、造形的な見方・考え方を働かせ、よりよい人生や社会の在り方を考え、問題を発見・解決し、新たな意味や価値を生み出す豊かな創造性の育成を目指して、従前、美術に関する学科において原則として全ての生徒に履修させる科目としていた「美術史」、「素描」及び「構成」に「美術概論」及び「鑑賞研究」を加えて再構成しました。

今回加わった「美術概論」では、従前の「(1) 美術と自然」、「(2) 美術と社会」、「(3) 美術と生活」の〔指導項目〕を全面的に改め、「(1) 美術に関する基礎的な理論」、「(2) 自然と美術、生活や社会の中の美術」、「(3) 知的財産権と肖像権」とし、「(3) 知的財産権と肖像権」では、専門教科美術を学ぶ上で重要である創造活動に関わる権利としての知的財産権や肖像権について正しく理解し、尊重する態度を育成するよう指導することを重視しています。また、「鑑賞研究」では、日本及び諸外国の美術作品などについて幅広く

研究する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、作品の特質や背景などについての理解を深め、鑑賞の視点を深化させる創造的な思考力や判断力等を身に付け、根拠をもって論考し、討論や評論などができる鑑賞に関する資質・能力を高めるとともに、保存・修復及び展示の意義を理解し、美術や美術文化を尊重する態度を養うことをねらいとしています。

「美術概論」，「美術史」，「鑑賞研究」，「素描」及び「構成」は，美術に関する基礎となる「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」を身に付けさせるための科目です。この5科目は美術科の学習である美術の表現と鑑賞の全ての活動に当たって，その裏付けとされる資質・能力の基底となるものを学ばせる科目としての位置付けを十分に理解した上で指導することが大切です。

(参考)

平成30年改訂高等学校学習指導要領解説（美術編）第1章第2節，第4節